

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	紙おむつ給付資格の喪失、費用の返還
根拠法令等及び条項	栃木市紙おむつ給付事業実施要綱第7条及び第9条
	根拠条項 栃木市紙おむつ給付事業実施要綱第7条及び第9条
	参考事項
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成28年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 資格喪失条件</p> <p>次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 受給対象者が死亡した場合</p> <p>(2) 給付対象条件に該当しなくなった場合</p> <p>(3) 紙おむつの給付を辞退した場合</p> <p>(4) 偽り又はその他不正の手段により紙おむつの給付を受けた場合</p> <p>(5) その他紙おむつの給付に不適當な事由が生じた場合</p> <p>給付対象条件</p> <p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、在宅で生活している者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかに認定された者。</p> <p>(2) 日常生活において常時紙おむつを使用している者。</p> <p>2 給付に要した費用の返還</p> <p>受給者が偽りその他不正な行為により給付を受けた者があるときは、給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。</p>